(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
㊀	㊀	㊀	㊀	○	

※該当箇所に レ すること。

（ふりがな）　いそざきてつじをしえんするかい

1　政治団体の名称　いそざき哲史を支援する会

2　主たる事務所の所在地　東京都港区海岸１－４－２６
ゆうらいふセンター内

3　代表者の氏名　中村　哲也

4　会計責任者の氏名　~~馬場一幸~~ 二木栄一

5　平成　２８　年分

団体コード	1	2	4	0	0	5	5	9	2	0	0	0	2	0
前年繰越額	287，174 円													

事務担当者の氏名　唐津　由美

電話番号　03-3434-2479

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
□ 有　レ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　磯崎　哲史
公職の種類　参議院議員　(現)・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付
29.8.02
収支公開室
第　号

3320 号
29.5.31
東京都選挙管理委員会
事務局

2619

受付	審査	確認	消込

100500

(その2)

収支の状況

全国団体用

1　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*287,187*
（前年からの繰越額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*287,174*
（本年の収入額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*13*
支出総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*131,988*
翌年への繰越額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*155,199*

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
員数（党費又は会費を納入した人の数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附		
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		
(ｳ) 政治団体からの寄附		
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	*0*	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附		
合計　（ア ＋ イ）	*0*	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件１０万円未満のもの	13	
合　　計	13	

(注)　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費		
(2) 光熱水費		
(3) 備品・消耗品費		
(4) 事務所費	131,988	
小計	131,988	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費		
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計		
合計	131,988	

全国団体用

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費（賃借料）		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所賃料	60,000	28	5	13	全日産・一般業種労働組合連合会	東京都港区海岸1-4-26	
事務所賃料	60,000	28	10	27	全日産・一般業種労働組合連合会	東京都港区海岸1-4-26	
この頁の小計	120,000						
その他の支出	756						
合計	120,756						

(注1) 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費（事務管理費）		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
政治資金監査費用	10,800	28	6	8	大橋　章浩	新宿区箪笥町28 神楽坂スクエア211	
この頁の小計	10,800						
その他の支出	432						
合計	11,232						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと（その18）が必要です。

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年5月31日

政治団体の名称 いそざき哲史を支援する会

会計責任者の氏名　二木栄一　印

（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名　　印

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

政治資金監査報告書

平成29年5月26日

いそざき哲史を支援する会
代表　中村哲也　殿

登録政治資金監査人　大橋章浩
登録番号　第1156号
研修修了年月日　平成21年4月23日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、いそざき哲史を支援する会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、いそざき哲史を支援する会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

いそざき哲史を支援する会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上